

岡口基一判事を裁判官弾劾裁判所に訴追したことに抗議し、
罷免裁判に反対する声明

2021年6月24日

自由法曹団宮城県支部

支部長 小野寺 義象



報道によれば、裁判官訴追委員会は、本年6月16日、岡口基一判事（仙台高裁）の罷免を求めて裁判官弾劾裁判所に訴追したとのことである。

裁判官弾劾裁判所は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するために国会が設置する裁判所であり（憲法64条1項）、衆議院議員及び参議院議員各7人（合計14人）の裁判員で構成され（裁判官弾劾法16条）、公開の法廷で審理を行い（同法26条）、罷免の裁判をするには、審理に関与した裁判員の3分の2以上の多数の賛成を必要とする（同法31条2項ただし書）。罷免の裁判に対する不服申立制度は存しない。

この弾劾裁判による罷免ができるのは、①職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠ったときと、②その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったときの二つの事由に限られる（同法2条）。

報道等を見る限り、岡口判事に対する罷免の理由として挙げられているのは、

- i) 殺害された女子高生の遺族が岡口判事を非難するよう東京高裁事務局等に洗脳されている旨の表現を用いて自己のフェイスブックに投稿（以下「本件投稿」という。）したことや、
- ii) 民放のラジオ番組で検察庁法改正案の内容や問題点を解説したこと

のようである。

これらは、いずれも職務外の行為であると考えられるため、上記罷免事由①には該当しない。そこで、上記罷免事由②の該当性について検討する。

まず、ii) 民放のラジオ番組で検察庁法改正案の内容や問題点を解説したことが、上記罷免事由に該当しないことは明らかである。むしろ、現役の裁判官が問題となっている法案について解説することは、法律を解釈適用するプロの視点を国民に伝えることで国民の知る権利に奉仕するものであり、また裁判官を国民にとって身近な存在にするものでもあり、有意義である。

次に、i) 本件投稿は、仮に、その中に不適切な表現と評価される内容が含まれていたとしても、同投稿が罷免事由に該当するかは慎重に検討されなければならない。すなわち、弾劾裁判による罷免は、裁判官としての身分を失うことはもとより、弁護士や検察官の欠格事由とされていることから（弁護士法7条2号、検察庁法20条2号）、法曹としての活動を閉ざされることを意味する。それ故、裁判官弾劾法2条も、「著しく」「甚だしく」といった文言を使って罷免事由を厳格に限定し、法曹資格を喪失させるに値する行為のみを対象にしていると解される。過去の罷免訴追事件を見ても、「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」と認定されたのは、職権濫用的な行為、収賄的な

行為、政治的な謀略への関与といった明らかに裁判の公正を疑わせるような行為であったり、児童買春、ストーカー行為、女性のスカート内の下着を盗撮といった破廉恥な行為であった。そうすると、表現行為が罷免事由に該当するか否かは、表現の自由（憲法21条）、とりわけ批判的な言論の保障の重要性も踏まえながら、上記罷免事例に匹敵する程度の、およそ法曹資格を喪失させてもやむを得ないものであるか否かという観点で審査されるべきである。

本件投稿中の「洗脳されて」という表現は、東京高裁事務局等に対する批判的な意味も込められていると解され、批判的言論と言える以上、過去の罷免事例に匹敵する程度の、法曹資格を喪失させてもやむを得ないと言える内容であるとは到底認められない。

したがって、本件投稿は、「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」には該当しない。

本件を憲法問題として見た場合、内閣提出の法案の問題点を解説したことを理由とする本件訴追は、裁判官の一市民としての表現の自由（憲法21条1項）を侵害するものであり、ひいては政府の行為に対して批判的な裁判官を排除しようという点で裁判官の独立（憲法76条3項）に対する重大な脅威となる。

また、裁判官に対する分限や弾劾でしばしば使われる「裁判官に対する国民の信頼」や「裁判の公正」は、本来、判決内容（事実認定の適正、争点の正確な把握、判断内容の合理性・妥当性等）や訴訟指揮によって確保されるべきものであって、職務外の一市民としての表現行為のみを取り上げて抽象的な「信頼」や「公正」を強調して懲戒処分や罷免することは、裁判官の一市民としての表現行為を過度に萎縮させるおそれが大きく、適切ではない。

よって、自由法曹団宮城県支部（団員数38名）は、裁判官訴追委員会が行った岡口判事についての裁判官弾劾裁判所への訴追に抗議し、裁判官弾劾裁判所による罷免の裁判に反対する。

以上